

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年4月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500627号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2600002号

第1 結論

平成3年2月から平成8年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年2月から平成8年5月まで

平成3年2月に会社を退職後、国民年金に加入し、AコンビニエンスストアB店又はC銀行D支店において、毎月1か月分の国民年金保険料を納付書に現金を添えて納付していた。しかしながら、国の記録によると、請求期間は国民年金保険料を納付した記録になっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、住所地の市区町村において国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受けなければならないところ、オンライン記録によると、請求者は平成3年2月11日付けで、国民年金第1号被保険者資格を取得しているが、当該資格取得に係る処理年月日は平成8年6月13日であること、及び請求者の前後の記号番号の被保険者に係る記録状況を踏まえると、請求者の国民年金の加入手続は平成8年5月又は同年6月頃に行われたものと推認でき、当該加入手続時点まで、請求者は国民年金に未加入であることから、国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者は、前述の加入手続時点において、平成3年2月11日に遡って国民年金の第1号被保険者資格を取得したものと考えられるところ、当該加入手続時点において、請求期間のうち一部の期間の国民年金保険料は、国民年金法の時効の規定により納付することができない。

さらに、請求者は、請求期間当時において、毎月1か月分の国民年金保険料を、AコンビニエンスストアB店又はC銀行D支店で納付していた旨主張しているが、請求期間当時において、コンビニエンスストアで国民年金保険料を納付することはできない上、C銀行D支店の担当者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付したことが確認できる資料は、保存年限経過により保管していない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを確認することができない。

加えて、請求者の主張どおりに国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、請求期間における住所地であるE県内で請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

また、F市の担当者は、請求期間当時の国民年金の保険料納付記録に関する資料は保管していない旨陳述しており、このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求者の当該期間に係る国民年金保険料が納付されていたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。